

堺事件「殉難者」顕彰と靖国合祀

高田 祐介

〔抄録〕

本稿では、明治維新直後に生じた外交問題として知られる、堺事件とその「殉難者」の近代日本における顕彰過程に焦点をあてた。近代という時間軸を通してこれを跡づけた場合、国家による評価の揺らぎや、ときに国家との相克を伴う地域の顕彰活動および歴史像の形成が析出された。それとともに事件現場の堺のみならず事件当事者の出身地である高知あるいは中央の政治家など、

広範な顕彰主体の存在と時々の情勢に沿ったその変遷という顕彰の推移が明確となり、特に靖国合祀に至る経過を、初めて実証的に解明した。

キーワード 明治維新、堺事件、殉難者、顕彰、靖国神社合祀

はじめに

近代日本における明治維新をめぐる歴史意識形成に関する研究は、おおむね明治期の国家による国民教化・統合を企図した顕彰の動向を思想的的方法論によって解明した羽賀祥二の一連の仕事や、日清・日露戦後における地域固有の文化の存在を明らかにした高木博志による文化的視角に基づく取組み²によってこれまで大きく進展してきた。殊に従来の研究においては、国家による顕彰制度の整備に伴う顕彰対

象の拡大性という性格が強調されてきた点に、大きな議論の枠組みの特徴が見出せるといえる。

これに対し、特に国家の顕彰対象から外れた「維新殉難者」の地域における顕彰に関する研究が、近年盛んになり始めている。これらは、明治期に国家による靖国合祀措置や贈位措置の対象から漏れ、大正期ないし昭和戦前期に至って、その対象となった「殉難者」の顕彰動向を実証したものであったが、このような研究においては、旧藩にまつわる個別地域内の殉難者の遺族・関係者による顕彰と地域内での顕彰

主体間の相克の実態などが解明されつつある。³⁾

以上のような国家・地域それぞれにおける歴史意識解析の深化という研究動向に対し、国家・地域双方の政治的背景に着目し明治初年から日露戦後の「維新殉難者」顕彰の動態を跡づけたのが拙稿であった。⁴⁾

特にここでは、明治初年から政府の政治家・官僚として、そして明治中期以降宮中に勢力を得た「中央の土佐派」ないし「宮中土佐派」による、「維新殉難者」をめぐる顕彰施策の主導性と、地域の反政府的動向への政治介入あるいは懐柔施策が密接に連動していた点を明らかにした。とりわけ、「勤王」という価値基準に沿った「殉難者」の政府による顕彰と歴史像の社会への敷衍という動向の一方で、政府の掘り上げから漏れた「殉難者」が地域に遍在し続ける、との構造的理解が得られた。しかしながら、前稿においては政府の掘り上げから漏れた「殉難者」、換言すれば国家側から捨象される「殉難者」の顕彰行為については、その存在を指摘するにとどまり、近代を通じた顕彰主体の動向や歴史像の様態などに関し充分、論究することができなかった。

そこで本稿においては、このような国家側から捨象される「維新殉難者」に焦点をあて、国家による顕彰行為の忌避の要因と、これに対する地域における顕彰主体や歴史像形成の動態を明らかにすることを大きな課題とした。その際、具体的に分析の対象とするのは、慶応四年（一八六八）二月に起こった土佐藩兵による仏兵銃撃事件、いわゆる堺事件⁵⁾において銃撃の責を負って切腹した「殉難者」である。予め述べておけば、彼らは「殉難者」の国家による顕彰政策の一つの柱

というべき靖国神社への合祀措置から明治期を通して漏れ続け、大正期に至ってようやく合祀されることとなる。

このような動向を跡づけることで、一つには国家による顕彰対象の拡大性という従来の研究史の視角からは見出されなかった、顕彰対象をめぐる価値基準そのものが国家内でいかに揺らぎ、また政府内の関係者間で認識の相違あるいは逡巡がどのように生じていたか、という枠組み形成をみるうえで重要な動態を明らかにできると思われる。それは換言するならば、明治・大正・昭和戦前期を通して、すなわち近代という時間軸で見通したさいに、「維新殉難者」の顕彰対象の基準や枠組みがいかに変遷するのか、という課題の一端を明確にする試みとなろう。そして、地域側の顕彰という側面からは、事件が大坂・堺で起きたがゆえの、当該地域住民による顕彰と旧土佐藩関係者による顕彰という、いわば複数の地域における顕彰主体形成とその顕彰動向がいかなる関係性を持ちながら展開するのか、そして当然ながら国家への働きかけの実態が、政治的背景のなかで具体的にどのような推移し、国家側もこれほどのような対応を行うのか、ときに国家との相克を伴いつつ輻輳的に進展する顕彰の様態を説明してゆく。

さらにいえば明治維新时期における外交問題として、また特に維新直後の新政府による対応をめぐる関心から、堺事件に対しては、これまで歴史学の研究のみならず、国文学を含み込んだ広い分野で検証が進められ、いわゆる『堺事件』論争⁶⁾に代表される議論によって、一般にその事象が知られてきた。しかし、この『堺事件』論争では森鷗外が小説『堺事件』をいかに描いたかという、いわばプロットと思想的背

景をめぐる問題関心ゆえに、当然ながら事件の要因と再構成・復元に力点が置かれ、近代日本における堺事件をめぐる諸課題については、未だ議論が進展していないのが現状であろう。⁷⁾ いうまでもなく、堺事件は土佐藩兵の切腹を以て事件直後に一応の解決をみるが、この「殉難者」をその後いかに取り扱うべきか、との評価に関わる問題は国家・地域の顕彰動向と密接に繋がりがながら、すなわち外交的課題でもあり続けた。国際的視野の中で堺事件ないし「殉難者」顕彰を位置づけることが、本稿のもう一つの課題となる。

一 事跡調査と外交課題

慶応四年（一八六八）に発生した堺事件に関する事跡調査は、外務省を中心として明治五年（一八七二）以降、本格化する。高知県参事林有造・同権参事村貫一は外務省の「事件顛末委細取調指出候」との「御達」に基づき、廃藩置県による「紛乱錯雑」での「遺漏」がある、と述べながらも「泉州堺港事件」と題した「別冊」を外務卿副島種臣・同少輔山口尚芳へ提出した。⁸⁾ 続けて明治七年（一八七四）三月、弁事務局より高知県へ「事件編輯」の必要性から早々に「其結末書類」を取り纏るよう達せられたが、これに基づいて高知県権令岩崎長武は同年四月、「疎漏之廉も可有之候」としつつ「別冊」を外務卿寺島宗則へあてて差出した。⁹⁾

しかし、明治五年に差出された「泉州堺港事件」とほぼ同内容の、高知県側に残された関係書類を時系列に沿って纏めたのみのこの「別

冊」では、外務省側の求める「結末」に応える内容に乏しかったとみえ、高知県権令岩崎長武は同年八月に改めて「泉州堺港ニ於テ仏人砲撃償金之義ニ付御届」と称して、償金支払いの顛末について取調べた報告を行った。¹⁰⁾ ここでは、岩崎の問合せに答える形で堺事件での旧土佐藩の実務担当者たる小南五郎・真辺正心・森権次の回答が寄せられていた。だが、岩崎自身が端的に述べるように「総而廃藩置県之際旧記帳簿之類大半及焼却、現今存在之分ニ而者償却之結果不相見ニ付其節係官員承糾候得共」「曖昧之答方ニ而証確難相立候」と、彼らは何れも記録の不備あるいは、記憶の薄れを理由に確たる答えを寄せなかつた。¹¹⁾ そのため岩崎は外務省へ「償却之儀ハ船名若紫蒸氣船壹艘原価八万トル位ヲ以指出、不足金ハ朝廷より御償却相成候様願濟之趣申伝候」と述べたうえで、彼らが「曖昧」な記憶を辿って証言したものを「別紙」に添付し届出たのであつた。¹²⁾ すなわち、関係当事者らは記録の不備や記憶の希薄化を口実として責任回避を行った可能性があるものの、既に事実関係把握の困難さが、事件から六年余りを経たこの時点でかなり進み始めていたことが窺えよう。

さて、このような外務省と高知県による事跡調査が行われた翌明治八年（一八七五）一月には、内務省より各府県へ対し、明治維新に際した「殉難者」に関する取調べが命じられる。¹³⁾ 東京招魂社（のちの靖国神社）への合祀を目的としたこの内務省達に基づいて、各府県では調査が進められ、高知県からは九一名分の履歴書が明治八年十月から翌九年十月にかけて内務省へ提出された。¹⁴⁾ 高知県取調べの「殉難者」履歴書中には、堺事件「殉難者」十一名が含まれていたが、この内、

最も多くの関係書類を採録しつつ履歴が綴られていたのが、箕浦猪之吉であった。¹⁵この履歴書では堺事件について「仏人バツテイヲ乗込港内測量終ニ上陸乱暴ニ及フ段届出ニ付、直様出兵上陸ノ二人ヲ帥ヒ帰り応接ニ及ハントスルニ兵旗ヲ奪ヒ杯シテ遁去セシニ付、終ニ兵卒ニ指揮シテ俱ニ之ヲ砲撃」「之ニ因テ元章以下死ヲ賜リ同廿三日同所妙国寺ニ於テ割腹ス」と述べ、「応接」に及ぼうとする過程で「兵旗」を奪われた結果砲撃に至ったとする、土佐藩兵側の主張に沿った叙述がなされていた。このような土佐藩兵に擁護的ともいえる高知県の履歴は、政府からみれば現前する外交課題に直結しかねない案件と認識されていたはずであり、靖国合祀すなわち「国事殉難」の認定措置からは、結果的に明治期を通して漏れることとなる。しかし、これら国家側からの捨象行為の一方で、堺事件顕彰をめぐる複数の主体と活動が、当然、国家側との相克を伴いつつ、これ以降、展開するのである。

実は堺事件は、新政府や土佐藩には当然ながら、何よりも事件の現場である堺周辺の住民に大きな衝撃を与えていた。土佐藩兵の割腹直後より大坂や堺から多数の人々が、妙国寺や隣接した宝珠院へ葬られた彼らの墓を訪れ「御残念様」と称して参詣するなど、一種の信仰にも近い状況と認識が生じており、明治初年よりその後一貫して地域住民を主体とする顕彰への素地があったことをまずは確認しておきたい。

そして事件から八年を経た明治九年（一八七六）、妙国寺内に建てられていた仏舍利塔・標石をめぐる問題が惹起する。¹⁶同年十一月十九日付の『浪華新聞』は、「去月廿六日仏国人立会ニテ道頓堀坂坐芝居堺県ニテ洋人暴殺新狂言ノ看板ヲ下シタル事ハ既ニ第二百三十一号

（十月二十八日）ノ新聞ニ掲載」したと述べたうえで、以下のような記事を掲載した。¹⁹この看板取り下ろしの翌二七日、仏国人が通訳を伴い妙国寺を訪れ、「仏舍利塔並ニ英土割腹ノ跡トアル標石」を写真し、また門前の「打物包丁商」より「暴殺」や「割腹」の状況などを聞き取り、実地見聞したのち県庁へ立ち寄った。翌日に区長から妙国寺へ沙汰があり、同寺役者が出頭したところ「昨日仏人某ヨリ県庁へ依頼ニツキ該寺中ニ在之仏舍利塔並ニ旧土州藩土割腹跡ノ標石ヲ取除クヨウ」との指令が伝達されたという。²⁰この記事によって確認できるのは、仏国側にとつて堺事件は解決したといえども、未だその取扱をめぐるには敏感に反応すべき対象に他ならなかったたのであり、日本側の対応次第では外交的軋轢を再燃させかねない課題であり続けたという点であろう。また、事件が「新狂言」などによって人口に膾炙し、この現場というべき堺住民の記憶に依然、強い印象を残していたという点もここで確認しておくべき事実である。

いち早くこの報道に反応したのが、英国代弁領事であった。十一月二五日、英国代弁領事は堺県令税所篤へ向け、新聞記事の内容が「正実ニ候哉否御報知有之度」と問合せを行う。²¹おそらく外国交際に関する問題として、英国は関心を示したものと思われるが、堺県令はこの実否問合せについて、十二月一日、「其節面談ニ及ヒ候仏人ハ別紙名刺ノ外五名ニ有之且区長ヨリ僧侶へ達シ候ハ仏人某ヨリ依頼ニ付云々ト申候訳ニ無之」「仏舍利塔并標石ハ外交友誼ノ旨趣ニ適セサルモノニ付取除指棄候様申付候事ニ有之、其他ハ該新聞記載ノ廉相違無之趣ニ候」と回答した。²²これによれば、堺県令は「外交友誼」に適せず、

との判断で「取除指棄」を指示したことが窺える。しかし、仏人による依頼についてはその事実を否定しており、外交問題の拡大を堺県令が憚って英国代弁領事へ回答・報告した可能性がある。この回答にみえる仏舍利塔・標石取除きについては、一小区一番組副戸長北田豊太郎が、十一月十四日に堺県令へ差出した「御届」の中に、「前月二十八日御達相成候」により「速ニ取除有之候条此段御届奉申上候也」とみえることから、十四日以前には既に取除かれていたことが知れる。すなわち、堺県令税所篤による迅速な判断と処理がなされ、外交問題を最小限に止めようとする姿勢が一連の動向から看取される。このような仏舍利塔・標石取除きに対して翌十年（一八七七）四月十六日、仏国代理公使は外務卿寺島宗則へ、県令の至当な処分に関する仏国政府の「喜悅」表明を進報した。進報中、興味深いのは仏国側への標石取除き処分方の伝達経路が述べられていた点であり、それによれば県令「兵庫在留副領事」領事「仏国政府の間で伝達がなされ、外務省を介さずに処理が進められていたことがわかる。これら県令税所篤による独自の判断に基づく問題の不拡大処分の経緯は、ようやく同年五月四日に至って外務省に報告された。この報告で県令が強調するのは、仏舍利塔・標石の建設が「元來市中愚民共所行ニシテ今日相成何人建設共不明瞭ニ有之且犯人ヲシテ英土云々名実ニ不適當ニ有之、其儘存在セシメ候テハ外交友誼ニモ適セサルモノニ付、取除指棄候様申付候」と述べる点にあった。つまり、堺事件の事跡顕彰という側面からみた場合、「英土割腹跡」標石の建設者は不明瞭ながら顕彰の主体は、妙国寺およびその周辺住民であったことが、これらの経緯から明らかと

なる。事跡の称揚を伴う堺事件の顕彰は、事件発生現場というべき界において、その住民の記憶と共に発現し始めるのである。

さて、それでは当該期の高知県内における堺事件「殉難者」の位置づけとは、いかなるものであったのか。当時、高知県に強い影響力をもっていた佐々木高行のもとには「是年、明治元年正月、伏見戦争以降奥羽ノ役ニ致命ノ数名、東京ノ招魂社御盛典ハ申迄モナク、諸藩ノ招魂社サヘ官祭ニ預レリ、然ルニ、当時泉州堺ニ一挙箕浦猪之吉・西村左平次ノ両長ヲ始メ、銃手数名屠腹ノ命ヲ奉ズ、嗚呼此人国家ノ鎮護警衛ノ任ヲ尽シ、却テ身ヲ害ス、然レトモ国家ニ致命セル上ハ、当県ノ招魂社ヘ合祭招禱、永久鎮斎アランコトヲ希望スルト云々」との県内の声が届いていた。すなわち、戊辰戦争戦没者の東京招魂社合祀に比した「殉難者」の扱いに焦点が当てられ、堺事件「殉難者」らを「国家ニ致命」した者として認識し、少なくとも高知県の招魂社つまり大島岬招魂社へ合祭すべき、との動向が展開し始めたことが窺える。残念ながら、これらの声の主体は不明確ながらも、高知県のおそらくは旧藩兵に近い土族層の堺事件顕彰の兆しとしてこれを捉えることが可能であろう。

このように明治七・八年前後の政府と高知県による事跡調査や「殉難者」調査を経て、奇しくも明治九年前後、堺事件をめぐる事跡と「殉難者」に対する関心が高まる。当然ながら、これらは仏国側との外交問題に直結する繊細な課題を孕みつつ事態が展開していたのであるが、事件の現地というべき堺では何よりも妙国寺と堺住民主体による顕彰が、彼らの事件に対する強い印象と記憶に基づいて進められ

つあった。また、これとは異なる主体として、高知県においても「殉難者」の地域の招魂社への合祀を願う声が高まり始める。それは、一方で戊辰戦争戦没者の東京招魂社合祀という処分に比した際、いわば国家による顕彰とその価値基準から堺事件「殉難者」たちが捨象される現状に対し、ある種の疑念を抱かせる契機ともなったと考えられる。明治十年代以降、より明確に国家との相克を伴う、顕彰の動向が推移するであろう。

二 記念碑建設問題

明治九・十年にかけて惹起した妙国寺内仏舍利塔・標石問題から、六年を経た明治十六年（一八八三）、再び妙国寺で堺事件顕彰をめぐる動向が顕現する。同年三月、高知県土族雨森真澄・大阪府平民土堤内清五郎・妙国寺住職河田日印および檀中総代ら計七名は連名で、大阪府知事建野郷三へ「旧土佐藩土箕浦猪之吉西村佐平治外数名之者共」「妙国寺境内ニテ死亡候処、私共深キ縁故有之這回吊ノ為メ」「一基之記念碑建設致度」として、記念碑建設の許可願いを差出した。²⁷すなわち、この時点で堺事件の記念行為をめぐる高知県土族と妙国寺・堺住民の結合した主体が形成され、記念碑建設という具体的運動を伴って展開し始めたのである。また、雨森真澄は高知県内において「壮士」と認識されていた人物であり、あるいはこの建碑活動自体が民権運動と繋がっていた可能性もある。同年五月にこの許可願いに基づいて、大阪府知事建野郷三は内務卿山田顕義へ記念碑建設に関する

「御指揮」を仰ぐため伺いを差出す。²⁹実はこの建野の伺いには、「為念」と断りながら、先にみた明治九・十年における仏舍利塔・標石問題に関する諸書類の写しが添えられており、事跡顕彰をめぐる参照事例として仏舍利塔・標石問題が強く認識されていたことが窺える。おそらく内務省もこの参照事例ゆえに、対外関係に影響を及ぼしかねない問題と捉えたものとみえ、同年六月に外務省へ「外国人工関スル義二付一応見込致承知度」として照会を行った。³¹これに対し外務省は同八月、「特ニ追吊之為其親族縁類より墓碑建設致迄之義ニ候ハ、差支有之間敷存候へ共」「当時之事迹ヲ偉ナリトシテ記念碑建設候様之義ニ有之候テハ外交上ノ友誼ニモ関シ候ニ付、御許可無之方と存候」と、事跡顕彰を伴う建碑は外交上の友誼に関わるため不可とすべき旨を内務省へ回答していた。³²

このように政府内では対応が検討されつつあったが、九月五日にこの記念碑建設について『自由新聞』が「一死元来不足論トノ絶命ノ詩ヲ朗吟シテ彼ノ仏人ヲ屠殺セシ科ニ依リ」「妙国寺内ニ潔ヨク割腹サレシ旧高知藩士」「数氏ノ為メ今度同県土族某々等ノ発起ニテ一大祈念碑ヲ建立サル、ト云ヘリ」との報道を行ったことにより、事態は拡大することとなる。早くも七日刊行の横浜仏字新聞『エコヂュジアポン』は、この『自由新聞』の報道を受け記念碑建設についての記事を掲載した。³⁴まず、『自由新聞』の報道について触れたのち記事は「我国人ハ皆当時如何ノ事件アリシヤハ能ク記憶セラル、所ナルヘシ」と述べ、事件に関する経緯へ言及する。ここで、仏兵側は「食料飲水ヲ需メンカ為ニ上陸」したにも関わらず「土佐武士ノ待伏ニ遇ヒ

彼ノ海兵等ハ身ニ寸鉄ノ武器モ帯ヒサリシコトナルハ素ヨリ」「無慘ニモ皆ナ屠殺セラレタルナリ」と、事件が土佐藩兵側の一方的な暴殺行為であったとの認識を示す。そして、「此拳タル苟モ士族ノ等級ニ位スル輩カ野鄙ナル暴殺人ノ紀念トシテ一大碑ヲ建テントスルノ思考アルハ抑モ日本帝國ノ為ニ真ニ恥辱ヲ与フルト云フヘキモノナリ」として、雨森ら士族によるいわば「暴殺人」の紀念行為を強く非難していた。³⁵これらの記事からは、仏国側の事件に対する認識およびその記憶と紀念碑建設への抗議の言説が非常に明確に現れており、事件の経緯や事実関係把握の点でも日本側の「記憶」とは大きく齟齬をきたすものであったことがわかる。このような、外交問題へ発展しかねない状況に対し、九月十一日、外務卿井上馨は大阪府知事建野郷三へ、『自由新聞』・『エコヂュジアポン』双方の相次ぐ報道により、「仏国公使よりも其実否問合越候」と事態が拡大しつつあることを伝えたい。外務省は「外交上ニ関シ一日も難差置義ニ付、内務省へ照会為致候間（中略）為念当省よりも此段申達候条、本件ハ唯其死者ノ親族より追吊之為墓石唯其姓名ヲ記スルニ止ル相立候義ニ候へハ被差許候テモ不苦候へとも、紀念碑ハ勿論右ニ類似候碑石等建設之義ニ候へハ断然許可スヘカラサル義と知得相成度」などと進達していた。³⁶つまり「外交上」の問題として外務省が処理を始め、いち早く紀念碑や類似建碑の差止め要請を内務省に先駆けて大阪府へ行ったのである。事実、外務卿井上馨は同日付で内務卿山田顕義へ、大阪府への指令催促を行ったうえで、「自由新聞登載之事実取消方ハ貴省ニ而可然御取計有之度」と記事取消にまで言及する³⁷など、当問題に外務省が鋭敏な反応を示し政治的な介入

を開始していったことが知れる。

そして、同十四日に至って山田顕義は井上馨へ、大阪府へ紀念碑建設不許可の指令を行った旨を通知した。³⁸この十四日には、やはり井上馨が山田顕義に向けて、『自由新聞』記事取消の件につき内務省が既に処分を行ったか否か「未タ御処分無之義候ハ、速ニ御取計相成度仏公使より問合之趣も有之候」として照会に及び、改めて迅速な処分を求めていた。³⁹このような外務省の強い憂慮を受けて、内務省は『官報』へ「堺ニ於テ仏国人ヲ暴殺シタルカ為ニ（中略）妙国寺ニ於テ割腹セシ旧高知藩士箕浦猪之吉外唄名ノ者ヲ吊スルタメ同寺境内へ紀念碑ヲ建設致度旨」「大阪府へ出願セシニ付（中略）紀念碑建設ノ儀ハ聞届ケ難」旨を指令したと、この問題に関する経緯と処分について掲載した。⁴⁰このように、政府の意向を内外へ公表する必要性から、紀念碑建設不許可の件を十七日付の『官報』へ記載していたが、そこでは堺事件「殉難者」は明確に仏国人の「暴殺」者として位置づけられていた点が重要であろう。いわば国家側がこのような規定を行うことで、外交問題拡大を回避していたのであった。『官報』記載の翌十八日には、大阪府知事建野郷三が外務卿井上馨へあてて、願人に対し紀念碑建立不許可を達したことを上申した。そして追伸にて「死者普通墓碑之義ハ其埋葬地金光寺中ニ前年来建設有之且今般ノ建碑ニ付テハ願意聞届済、有志者ヲ募リ贖金ヲ以テ経費ニ相充候旨ニ付、未タ何等準備等致居候義ハ無之候」と述べるなど、願人への処置や普通墳墓建設状況および紀念碑準備の景況を報告した。⁴¹この上申から窺えるとおり、三月の紀念碑建設願提出から約半年を経て、ようやく事態は一

定の收拾を迎えたのである。さて、これら明治十六年における堺事件「殉難者」の高知県土族・堺住民主体の顕彰と、これに対する国家側の「暴殺者」規定という相克の一方で、当該期には国家による「維新殉難者」顕彰も進められつつあった。先述した明治八年の内務省達に基づき「殉難者」の靖国神社合祀処分は、ちょうど明治十六年の五月に至って実現し、しかもこの対象となったのが武市瑞山を中心とする土佐勤王党関係の八〇名であった⁽⁴²⁾。同月にはこれら八〇名の記念碑建設計画が顕在化し、高知在県関係者と土方久元・田中光顕を中心とする、いわば中央の土佐派との糾合主体による運動が展開され、九月には記念碑建立が許可されていた⁽⁴³⁾。当然ながら堺事件「殉難者」の建碑運動とこれらは対照的な経過を辿っており、当該期にはこのような国家による顕彰の捨象が進み始めるのである。

これまでみたように、明治十六年の高知県土族と堺住民の結合主体による記念碑建設運動は、外務省の鋭い反応と政治的介入によって挫折したが、内務省ではなく外務省主体の一連の処理、すなわち外務省の職掌逸脱とも取れる迅速な記念碑差し止め指令、という判断の背景には、当時、外務卿井上馨のもとで進展していた条約改正交渉の本格化に伴う、外交問題への非常に神経質な対応があった筈である⁽⁴⁴⁾。また、この建碑問題に関して、事態の拡大化を避ける意図から国家側が堺事件「殉難者」に対し仏人「暴殺者」の烙印を押し、内外にこのような彼らの位置づけを表明したことは重要であった。国家による「維新殉難者」の靖国神社合祀処分という具体的な顕彰行為の開始時期にあたって、堺事件「殉難者」らはそれとは対照的に、いうなれば「国事殉

難」の枠組みから外れ捨象されるのである。実はこのような、国家の価値基準へのより明確な疑義としての堺事件「殉難者」顕彰が、新たな主体のもとで明治二十年代以降、展開することとなる。次にこれらの動向をみてゆきたい。

三 顕彰主体の変容と歴史像形成

堺事件のいうなれば、現場「堺」を中心とするこれまでの諸活動は、高知県内における「殉難者」の招魂社会祀への希求、あるいは高知県土族の記念碑建設活動への関与という断片的な表出を除き、ほぼ妙国寺ないし堺周辺住民によって担われ、事件関係者そのものの顕彰活動に対する関与はみられなかった。しかし、明治二二年（一八八九）以降、憲法発布に伴う大赦などにより国家的規模で、維新以来の内乱やその相克の解消が目指されるようになると、堺事件「殉難者」に対する顕彰はこれらの動向と連動しつつ、新たな主体によって担われることとなる。それが、堺事件生き残りの土居盛義であり、また、彼を強く支えた谷干城であった。顕彰活動の直接的契機は、明治二三年三月に土居が妙国寺・宝珠院を詣でたことによる⁽⁴⁵⁾。これを契機に、土居は「十一士の事蹟を蒐集して一冊とし之を同志に頒」つなど、事跡蒐集に努めるようになったという⁽⁴⁶⁾。このような活動活発化の背景には、事件後の彼の履歴と先に述べた明治二二年以降の状況とが要因として相互に重なりながら、同二三年以降に顕現した側面があったのではないかと思われる。すなわち事件後、土居は一時流罪となりこれが赦され

たのち、明治三年に石山孫六のもとで一刀流剣術を身につけ、同十年の西南戦争で「高知県人夥しく西郷隆盛に応じ兵を率ぐるの風説あるや東京より巡查三百人来県」の際、警察署にて剣法を教授していたことが窺える。不平土族・民権派鎮庄側ともいえる立場で、土居はその経歴を重ねていたが、同二二年に西郷の特赦と贈位が実現したことは、「朝命」で流罪に処せられた土居に堺事件「殉難者」と自らの名誉回復を強く意識させる間接的契機となったのではないかと考えられる。

明治二三年（一八九〇）以降、高知県内で「殉難者」の事跡蒐集などを行っていた土居が、より本格的な活動を展開し始めるのが、谷干城との接近によってであった。同五年（一八九二）三月、谷の帰省を知った土居は「直ちに久万の邸を叩き謁を得て堺事件の顛末を語り靖国神社への合祭の恩典あらんことを請願せんとするの熱望を詳述」したという。⁵⁰これに谷は賛同し、同九月には「自ら嘆願書の文案を作」り土居へ示した。⁵¹周知のごとく、谷は政治的には一貫して反藩閥的活動を行い、政府に批判的な立場をとり続けたが、堺事件「殉難者」に対する国家側の暴殺者規定への疑義という点で、彼らの認識・理解がここに一致したのである。後述するが、当該期には各府県より維新の「殉難者」に関する靖国合祀漏れへの上申が多数、内務省へ寄せられており、このような情勢が彼らの嘆願書起草に結びついていた可能性がある点を指摘しておく。谷の嘆願書案に基づき、同月に土居は高知県知事丸岡莞爾へあてて長文の嘆願書を提出した。⁵²この嘆願書の内容を要約しつつ瞥見するならば、以下のとおりとなる。

まず、事件の経緯については、上陸した仏兵が市中を擾乱している

との「市民ノ急訴」によつて、鎮静のため土佐藩兵が出張したところ「威力ヲ頼ミ我カ制止ヲ聴カス遂ニ隊旗ヲ奪」つたため「不得止」銃撃に及んだという。そして、「朝廷」の命によつて割腹を行うも「十一名ニ及フ処仏人其勇壯剛氣ナルニ驚キ」残りの九名の助命を乞い、「事全く平定ニ帰」したとする。彼らが「非理ノ裁判」にも関わらず割腹した背景には、鳥羽伏見戦争直後の状況下で、徳川氏と親交のある仏国が朝廷を政府と認めず、徳川方を助け兵端を開く可能性があったためであるという。それゆえ仏側の要求をいれた朝廷の処分も「時勢ニ於テ実ニ不得止御所置」であつたと述べる。さらに、大政奉還以来「朝廷ニ大政御総攬被為在候得共、諸条約ハ依然幕府ノ締結スルモノヲ継続スルモノニシテ決テ許可ナキノ地ニ猥リニ立入ル可キノ權ナキハ勿論」として、仏国側の条約規定違反を批判する。最終的に土居は「文明日ニ進ミ聖恩優^{マツ}僱苟モ心ヲ王室ニ存シ國家ヲ思フノ赤誠ニ出ツルモノハ粗暴過激ニ渉ルモノ」も贈位や靖国合祀の措置を受けているが、「独り堺事件ニ殉セシ十一烈士未タ聖恩ニ浴スル不能蓋シ其顛末審カナラス無名無謀ノ妄挙ナリト誤認セラル、モ不斗盛義等亦此ノ事件ニ関シ死ヲ賜ヒシ一人ナルモ」「生テ今日ノ盛世ニ遭遇ス、彼レ死者ノ事蹟ヲ明カニシ之ヲ聖明ニ訴フルモ亦単ニ死者ニ対スル義務而已ナラス」「國家ニ対スル義務ナリト信ス」と述べ、靖国合祀処分が強く要請される内容となつていた。

堺事件に関する歴史像あるいは歴史認識形成という点で、この嘆願書は重要であり顕彰側の論理を非常に明快に表したものであつた。つまり、仏国兵の擾乱に対する土佐藩兵による狼藉諫止および銃撃の

「正当」処分の側面と、これに比した仏国兵側の条約違反行為が強く主張される。また、朝廷による土佐藩ないし土佐藩兵の処分についても、当時の情勢から戦乱危機の回避という観点で、その処置がやむを得えなかつたとされている。割腹処分に対しても、仏国側からの助命申し入れによる九名生存の事実が印象づけられる。その後の国家側の顕彰をめぐる動向についても、「粗暴過激」者への贈位・靖国合祀処分を指摘しつつ、土佐藩兵の評価に関する国家側の誤認が重大なものである、と批判的に述べるなど、国家の贈位・靖国合祀処分の揺らぎや、その価値基準への疑念を鋭く指摘する内容となっていた。少なくとも、堺事件顕彰に際する歴史像の枠組み形成という点で、この嘆願書はその画期をなすものであったといえる。

同年十一月四日、この嘆願書を受け高知県知事丸岡莞爾は内務大臣井上馨へ「靖国神社へ合祀之義ニ付上申」を差出す⁵⁴。丸岡は上申において、仏兵の狼藉に対する土佐藩兵のやむを得ない発砲と認めたくえで「国家ヲ重スルノ至誠ヨリ出タルニ相違無之儀ト存候」と、嘆願書の意を汲んで政府内での特別の詮議を促す要請を行っていた。事実、翌二六年三月に内務大臣井上馨は、陸軍大臣大山巖・海軍大臣西郷從道へ向けて「靖国神社へ合祀之義ニ付、高知県知事ヨリ別紙之通申出別紙箕浦猪之吉以下拾壹名ハ事実無余儀相見候ニ付合祀相成可然存候、仍而書類相添及御協議候条何分之御意見御申越有之度」と照会している⁵⁴。ここにみえるとおり、井上馨はこの時点に至って、従来の政府の見解と評価をいわば覆す靖国合祀許可の認識を示していたのである。特に、明治十六年の記念碑建設問題をめぐって政府内でその処分に関

し、中核的役割を担った井上馨の認識が変化したことは興味深い事実である。その要因の一つは、現政権形成過程での功績認定をいかに整合性を持たせた形で行うかという点に関わって、嘆願書が持ち出した「粗暴過激」者への贈位・靖国合祀処分という問題がおそらくは大きく影響し、井上が堺事件「殉難者」の早期の靖国合祀処分を目指した可能性が考えられるのだが、これについては後述する。また、同年十月には土居盛義も高知県へ帰省中の宮内大臣土方久元へ接触、靖国合祀についての周旋を嘆願していた⁵⁵。さて、先の内務大臣照会に対し、陸軍省内ではその資格上の調査に基づき意見が取り纏められ、同年十月には「抑モ堺事件ノ出来事タル（中略）土佐藩士仏人銃撃ニ関シ彼レノ要求ヲ容レ朝廷ヨリ死ヲ賜ヒ藩主亦償金ヲ出シテ日仏交渉事件モ平穩ニ局ヲ結ヒタル次第ニ付、該屠腹タル全ク殉難死節トハ認め難ク」つまり合祀からは除外すべき対象として、内務省への回答案が作成されていた⁵⁶。当時、陸軍大臣としてこの最終判断を行い、回答案へ決裁の花押を認めていたのは薩摩閥の大山巖であり、長州閥の井上馨と異なる判断をこの時点で下した可能性を指摘できよう。実は当該期には堺事件のみならず「各府県ニ於テ合祀漏届出之趣ヲ以テ昨年来内務省ヨリ各自履歴書相添追々協議相成候」ところの「殉難者」に関する資格調査が、十一月の大祭に向けて進められていたのであり、この時点で最終的な陸軍省内での確認と内務省・海軍省への回答準備がなされていたのであった⁵⁷。すなわち、当初「廿四年十一月ヲ以テ殉難者合祀之義者結了之見込ニ候処」⁵⁸、各府県より多くの合祀漏れ届出がなされたため調査が進展していたのである。各府県から内務省へ上申さ

れた合祀漏れの「殉難者」と、これらの内務省での事績調査状況および陸海軍省への照会内容を分析すれば、各府県より内務省へ上申されたのが総計一四八名にのぼり、うち内務省で事績調査を行った結果、合祀対象から外れたものが五六名であった。内務省による意見を踏まえ、陸軍省が資格上の観点から検討を行った結果、その対象から外れたのが堺事件殉難の十一名であったが、さらにこれと「同性質ノモノ」として除外されたのが、神戸事件（慶応四年）での責任を負って切腹した瀧善三郎であった。⁵⁹つまり、内務省除外の五六名に加えて陸軍省が除外したのが計十二名、総計六八名が合祀処分対象から外れたのである。除外者以外の対象者八〇名は、明治二六年十一月に催された大祭で靖国へ合祀された。⁶⁰実は、明治期における「維新殉難者」合祀処分はこの大祭での合祀を以てほぼ結了した。⁶¹したがって堺事件

「殉難者」は、明治期を通して「国事殉難」の枠組みから外れる結果となったのである。しかし、当該期において堺事件「殉難者」に対する、政府内での評価の揺れや葛藤が生じていた事実は興味深い。これは現政権確立に際する功績をいかなる基準にて認定してゆくのか、という問題が谷・土居の嘆願を通して改めて政府内において喚起・認識されたのだとも捉えられよう。これら、政府内での調査・調整が行われている間の九月二十日に、谷干城は土居盛義にあてて書簡を差出し「堺事件書類出版ニ付序文御督促」の件を託びて、「拙文相認申候得共何分急用ニ而（中略）願クハ海南学校之教員西森新太郎ニ御見セ被下度」と序文の削正を依頼していた。⁶²「堺事件書類出版」とは、佐々木甲象へ執筆が依頼され、同年十一月に刊行をみた『泉州土藩士堺烈

挙実紀⁶³」（以下『実紀』と略す）のことであり、出版への最終的な準備が慌しく進められていたことがわかる。この『実紀』は、先述の谷・土居による靖国合祀嘆願書にみた歴史像の枠組みに基づいて、内容を拡充・敷衍しより広く社会へ向けて堺事件の一般化が目論まれたものであった。その緒言に明らかたとおり「今や立憲の大制既に定まり帝国議會又開設せられ」「文明進運の時に方り聖恩優渥苟くも丹心国家に存する者は其言動粗暴過激に涉りたる者と雖とも尚ほ且つ贈位を賜ひ或ひハ靖国神社に合祭せられ百世に廟食するの榮を賜ふ而して独り此十一士に於ては未だ至仁なる聖恩に浴する能はず」と、立憲制のもとにおける国家の「誤認」を広く訴え、名誉回復と靖国合祀を強く主張していた。明治二六年の靖国合祀が実現しなかった結果、谷・土居は続いてこの立憲制の基幹ともいべき帝国議會へと目をむけ、働きかけを行ってゆくのである。

四 靖国合祀への過程

明治二七年（一八九四）、土居は同じく事件生き残りの垣内義輝と連名にて貴族院議長近衛篤磨・衆議院議長楠本正隆へあて靖国合祀に関する「請願書」を提出、翌年三月十八日には請願委員会の議決を経⁶⁴て貴族院議長蜂須賀茂韶の意見書案が本議會へ回付、請願は賛成多数で採択された。⁶⁵採択にあたっては、請願書の紹介議員たる谷干城が陳述を行っていた。⁶⁶谷の陳述の基本的骨子は、明治二五年における谷・土居の嘆願書にみた主張に基づくものであり、その枠組みを大きく外

れるものではなかったが、注目すべきは土佐藩兵が国のために死んだ点を強調したうえで、「決シテ普通此罪人抔ト云フモノト同一視スベキモノデハナイ、（中略）御殿山デ殺サレ或ハ東禅寺デ死ンダト云フ様ナ者マデモ、是レハ後ニハ立派ナ者ニナツテ居ル、聞ク所ニ抛レバ是レモ招魂社ニ這入ツテ居ル者モアルト云フコトデアル」との発言がみえることである。^⑭

谷の述べる御殿山および東禅寺の死者とは、文久元年（一八六一）から同二年（一八六二）に生じた英国公使館への襲撃事件で公使館を守護していた側の人物を指していると思われる。^⑮しかし、このような発言は、守護していた側の人物のみならずこれを襲撃した側の過激な攘夷主義者の存在を想起させるのに十分な効果を持ったのではないかな。すなわち、ここに至って嘆願書以来、谷・土居が問題視していた「粗暴過激」者の具体像が明らかとなる。つまり、彼らが指摘する「粗暴過激」者とは、文久元年五月に起こった水戸藩浪士による英国公使館襲撃の東禅寺事件と、文久二年十二月の長州藩士らによる御殿山英国公使館焼討事件、それぞれの事件加担者たちであった筈である。たとえば、東禅寺事件の首謀者とされる有賀半弥は、明治二年（一八八九）五月に靖国神社へ合祀されているし、御殿山英国公使館焼討事件での高杉晋作・久坂玄瑞・有吉熊次郎は同二年（一八八八）四月の合祀である。さらに、高杉・久坂・有吉は同二四年（一八九一）に贈位を受けていた。^⑯そして、この御殿山英国公使館焼討事件へ長州藩士として加担していた人物に、井上馨・伊藤博文らが含まれていたのがある。

明治期において藩閥政治の中核を担った井上・伊藤らの、過激な攘夷事件への加担という事実ないしそれらの事件加担者の国家による顕彰は、堺事件「殉難者」の国家による捨象行為と対比したさい、その顕彰行為の一貫性のなさを露呈し、合祀基準そのものへの疑義と直結する重要な焦点たりえたはずである。明治二六年三月における井上馨の堺事件「殉難者」靖国合祀許可の判断には、このような疑義を察知し事前に問題を回避しようとする思惑が働いていたのではないかと推測される。谷による藩閥政府への批判は、これらの正統性そのものに抵触しかねない政権形成過程での功績認定およびその基準への疑義という視点の獲得とともに、明治期を通じてその活動が展開されていたとも換言できるのである。しかし、政府は貴族院における請願の採択にも関わらず、陸軍省の方針を維持して合祀を移行に移さなかった。そのような意味では、政府はこれらの主張を黙殺したともいえよう。^⑰谷・土居による活動は、この後、堺事件関係諸地域を含みこむ形でより広範に進展し始める。

まず明治二九年（一八九六）三月、谷干城書・西森真太郎撰文になる、「烈士殉難碑」が高知県の大島岬神社内に建設される。未だ合祀にはいたらなかったものの、旧土佐藩主創設の大島岬神社への記念碑建設は、谷の述べていた罪人視され続ける状況の緩和を少なくとも高知県内において促したと考えられる。同三二年（一八九九）三月、土居盛義は旧主家山内豊景へ「御願」を差出す。高知市立自由民権記念館にはこの「御願」の下書きと推断されるものが現存しており、この中で土居は当初「今回此増補列挙実記ヲ上梓シ普ク世ニ頒布シ且ツ堺

妙国寺境内二十一士ノ大紀念碑ヲ建設致シ且該靈魂ヲ慰メ申度」として、先述した『実紀』の増補版刊行と妙国寺境内への建碑計画を吐露し、資金援助を求めていた。⁽¹⁶⁾しかし、実際に山内豊景へ呈されたと考えられる『土居盛義翁実伝』所収の「御願」には「十一士ノ大紀念碑ヲ建設」の文面が「十一烈士の墳墓を營繕」と書換えられ、妙国寺境内への建碑計画が変更されたことがわかる。⁽¹⁷⁾これは明治十六年の建碑運動の前例などから、実現性が未だ乏しいと判断された結果、計画が変更されたものと思われる。この「御願」においても、土居はやはり堺事件の経緯を長文に亘って述べていたのだが、土佐藩士の銃撃を「正当防衛なるのみならず軍隊に於ける軍旗は軍人の精神と云ふへきもの」あるいは、「十一士は皆国家の爲め一身を抛ち国家の禍乱を停めたる忠臣義烈の士と奉存候」と称揚するなど、近代的価値観に基づいた歴史像が付与・挿入されている点に特徴が見出せる。土居は『実紀』増補版刊行・紀念碑建設により、「旧藩公の仁徳を天下に表白し十一烈士の死も亦随ふて世に公認せらるゝを得」るのだ、とその効を唱えており、最終的な目的が高知県内に止まらず、あくまでも国家による誤認の解消を目指すことに定められていたことが窺えよう。この「御願」によって山内家は土居に五〇〇円を義捐し、谷干城からの一〇〇円の義捐金と合わせて、翌年六月に『実紀』増補版が刊行された。⁽¹⁸⁾この『実紀』増補版の売り上げと残金にて、実際に十一士の墓のあった宝珠院に墳墓地を改めて購入、墳墓を修繕・拡張したという。⁽¹⁹⁾これらの活動の一環として、明治三十三年（一九〇〇）六月、土居は自費にて宝珠院に「嗚呼忠烈碑」を建設した。⁽²⁰⁾また、同三十九年（一九〇六）

九月二一日付の大阪毎日新聞附録堺周报は「土佐志士墳墓の保存」と題した記事を掲載し、高知市武揚会幹事今村鍊渡は「山内侯、谷子爵岡崎生三氏等の賛成を得宝珠院内に一堂宇を建立し永く保存せんと目下協議中の由」として墳墓の保存計画を報じていた。⁽²¹⁾宝珠院における墳墓の永続的保存と營繕活動が継続していたことがここから窺える。このような堺事件関係諸地域をめぐる顕彰活動が続けられる中、明治四十年（一九〇七）七月十一日、史談会は会長由利公正の名を以て西園寺公望首相へ向け「恩典願」を差出した。⁽²²⁾これは、「土居氏が、史談会に於て旧功事歴者の追賞を目的といたします事を開かれまして（中略）自分の希望を達したいと云ふ依頼」があったことから実現したものである。この「恩典願」では、より急進的ともいえる堺事件の歴史像が描かれる。すなわち、仏兵は「下士以下ノ水兵ニシテ自ラ節制ニ欠ク所アリ」とし、対する土佐藩兵は「隊員ハ各自ノ分責ヲ重シシ之ヲ制遏スルニ力ヲ致セシハ当然ノ行為ナリ」と正当化が図られ、「其情況ヲ究ムレバ全く不開港地外国人巡見不取締ノ結果ニシテ要ハ朝廷制令不及ニ帰センノミ」と述べる。また、その処置も「当時朝廷更始ノ際ニシテ飽迄我主張ヲ維持シ能ハサルヲ以テ其分任ヲ藩主ニ責メ以テ国難ヲ緩フセントセリ」と、薩長藩閥政府の原初的政権というべき新政府の措置を批判的に捉え、土佐藩兵が「全ク外交上ノ難題ヲ負ヒ一死以テ君国ニ報スルニ至リシモノニシテ正ニ殉國ノ士トシテ永ク表彰ノ寵典ニ浴スベキモノ」と、従来の国家による評価の転換を非常に強い論調で促すものであった。この「恩典願」に「侯爵山内豊景留守代理心得」の肩書きを以て奥書を加えていたのが谷干城であ

った。日露戦争後、史談会は維新志士やその歴史像の顕彰をめぐって、反藩閥の活動を展開するようになっていたが、ここに至って谷・土居の運動が融合したのである。

史談会の「恩典願」提出の翌十二日、土居も単独で西園寺首相へあて靖国合祀を求める嘆願書を差出した。⁸⁵ 土居のこの嘆願書は、基本的に明治二五年のそれと歴史像をめぐる枠組みは同じであったが、後半部にかけて明治二五年以降のこれまでみてきた関係諸地域における自身の活動が綴られた末、最後半で「今や日仏協約トナリ相互ノ誤解モ一掃シ」「仏人ヨリ見ルモ堺事件ノ如キハ寧ロ追賞ヲ欲スルナラン」と、日仏協約締結による誤解の解消を強調するなど、現状に即した言説が盛り込まれていた。しかし、史談会の「恩典願」や土居の嘆願にも関わらず、陸軍省は八月二十六日付で「嘆願ノ件、右ハ其ノ書付仏国ノ要求ヲ容レ 朝廷ヨリ死ヲ賜ヒ旧土佐藩主亦償金ヲ出シテ平穩ニ終局候義ニ付、縦ヒ日仏協約成立ノ今日ト雖之ヲ靖国神社へ合祀スルハ其当ヲ不得候、尚本件ニ就テハ既ニ明治二十六年陸海軍両大臣連署ノ上、内務大臣へ合祀ノ限ニ無之旨回答済」との回答案を作成していた。⁸⁶ これは間もなく土居のもとへ届けられた筈だが、政府は明治二六年の基準・方針を依然、堅持し堺事件「殉難者」の靖国合祀を実行しなかつたのである。この嘆願書提出から三年後の明治四三年（一九一〇）十月、土居盛義は八九歳にて没し、そして、翌四四年（一九一一）五月には、谷干城が相次いで没することとなる。明治二十年代から同四十年代にかけて、一貫して反藩閥ないし国家的顕彰のあり方に疑義を唱え続け、そのような政治的ともいえる性格に規定された堺事件「殉難

者」顕彰の中核がここに喪失したのであった。このような、反藩閥の性格に裏づけられた堺事件「殉難者」顕彰の中核主体喪失、すなわち谷・土居の没後に著されたのが、大正三年（一九一四）に刊行された森鷗外『堺事件』である。⁸⁷ 周知のごとく、森が底本としたのが佐々木甲象の『実紀』であった。すでに大岡昇平が指摘するとおり、『堺事件』では『実紀』で描かれる、朝命による生き残り九名に対する流罪という側面が削除され、藩主の命による流罪が印象づけられるような歴史像の改変がみられる。そして、何よりも谷・土居が最も強調した国家による誤認としての「暴殺者」をめぐる評価に関わる銃撃直前の箇所が、『実紀』では「彼突然上陸し傍若無人の勢ひにて市中を横行し神社に立込み霊前を汚し宝器を掴み出し人家に押入りて物品を掠奪し婦女を捉へて姦せんとする狂暴逆狼藉らざる」なしと、仏兵の「我民法を蹂躪」した筈が強調されているが、『堺事件』では「水兵は別にこれと云ふ廉立つた暴行をしてはゐない。併し神社仏閣に無遠慮に立ち入る。人家に上がり込む。女子を捉へて擲擄ふ」と、土佐藩兵側の主張を退け、むしろ仏兵側に配慮した記述に書換えられている。この他、両者を比較した際に『実紀』において随所に盛り込まれる、特に土佐藩兵側の主張や発言が『堺事件』では多数削除されている。⁸⁸ また、これは山県有朋との深い関係性とその影響によって齎されたとする大岡の指摘は、これまでみてきた明治期における堺事件顕彰の諸過程に照らし合わせるならば、より重要な意味を帯びてくるだろう。すなわち、森の『堺事件』は新政府による生き残り者への処断の事実を回避し、谷・土居によって規定された顕彰およびこれに伴う歴史像

の国家側への包摂の素地を創ったのではないか。事実、『堺事件』刊行の前年、大正二年二月に森は宮内省臨時御用掛へ任じられ、のち同八年（一九一九）十二月以降は図書頭として『天皇皇族実録』の編修を主導するなど、国家側の立場に即した歴史像の一般化を図った可能性が充分に考えられるのである。森鷗外『堺事件』は谷・土居以来の歴史像を転換させる契機になったといえよう。大正期以降、堺事件「殉難者」顕彰は次第にこれまでとは異なる様相を呈し始める。

寺石正路が著した『明治元年土佐藩土泉州堺列挙』によれば、大正五年（一九一六）、「心ある高知県人」が堺事件「殉難者」祭祀の件について佛国政府の了解を得るため寺内正毅首相へ申請し、これを受けた寺内首相は「時の佛国首相クレマンソーに交渉し、明治元年の堺事件は、双方誤解に本づき遺憾多かりしも（中略）昔の恨は水に流し、両国互いに親和を表し、佛人も日本人も共に合祭し、其の公事に斃れたる靈魂を慰すべしといふ事となり、佛国も之を領諾」したという^①。つまり、第一次世界大戦における協商側との共同歩調を論理的支柱に据え、日仏双方の慰霊を行うことで「殉難者」の祭祀を可能とさせようとする、新たな視点と手段によって活動が進展するのである。事実、翌六年（一九一七）堺に「弔魂会」が組織され、五月には宝珠院にて日佛両国死者を祀る堺事件五十年祭典が執り行われている^②。それでは寺石が述べた「心ある高知県人」とは誰であったのか。これを示唆するのが、左のような書簡であった。

去ル五月大阪府堺市ニテ割腹セル土佐烈士五十年祭ニ参列致見候
処、是等烈士ニ対シテハ国家トシテ何等ノ恩典モ無之他ト権衡ヲ

失シ候様相考へ過日寺内首相へ右之次第申談候、首相モ同感ニテ
至急姓名申出デヨトノ事

右は、七月十五日付で土方久元にあてられた衆議院議員・片岡直温の書簡であり、土方に「閣下当時ノ事情御承知可有之」とし、必要であれば事跡の詳細を「維新史料編纂官岩崎英重ヲ呼ヒ取調方命ゼラレ可然」「靖国神社へ合祭セラルベキ筋合ノモノ」として事跡の詳細調査および寺内へ「至急詮議」を促すため、片岡直温とは異なる立場の土方による「他方面ヨリモ同様ノ注意ヲ催」すよう依頼したのであった^③。これに基づき土方は七月十八日、寺内へ「今朝面会之序ヲ以同伯へ申入」れたが「事跡ヲ取調^テ書面ヲ以不差出テハ不相成候間乍御手を依頼していた^④。岩崎はこれらの事態を整理しつつ、八月十六日付で高知県史編纂にも深く関わり高知県立図書館長を務めていた中城直正へあて「心配致候泉州堺殉難者合祀之件、過日片岡直輝氏等彼地に於て五十年祭典相當み申候（中略）佛国大使よりも花輪之供物等有之何等彼国に對し遠慮も不要事と相成、過日議會控室に於て片岡直温氏より寺内首相へ合祀之事相談致し候処、同首相も尤も賛成早速調書差出可申との事ニ有之小生執筆土方伯へ直廻はし（中略）同伯より既に首相へ廻廻はし万事呑込まれ候様子ニ御座候間、此度ハ無間違相運び可申と奉存候」と書簡を認めている^⑤。先の寺石の記述と併せて考えるならば、日仏双方死者の祭典を寺内へ申入れたのは、直接には高知出身の実業家で大阪瓦斯会社や堺瓦斯会社社長を務めていた片岡直輝であり、祭典に参列した直輝の弟・直温が仏側の反応を見て、さらに靖国

合祀の件を寺内に推したのが実態だった筈である。また、各方面からの促進を狙い直温は元宮相・土方久元へ依頼し、土方の命により事跡調書を作成したのが、文部省維新史料編纂会の編纂官およびその外郭団体たる日本史籍協会を取りしきっていた岩崎である。彼は当然ながら土方や田中光顕らのいわゆる「宮中土佐派」のもとで維新史像の形成に深く関与していた人物であった。⁹⁶ その岩崎が、在高知の中城へ「此度ハ無間違相運び可申」と報告したのは、おそらく中城も独自の人脈を用い既に「殉難者」の靖国合祀につき画策していたためと推測される。その痕跡が、前述の五十年祭典の前年、すなわち大正五年十月五日、上京中の中城が「維新史料編纂局ニ岩崎英重氏ヲ訪ヒ面会（中略）僉議中勤王志士祭典、贈位、堺事件関係者合祀ニ関シ談ス」と日記に記していたことから窺える。⁹⁷ さらに、十月十六日には在東京の陸軍中将・阪井重季から、中城が書簡を受け取っており、この書簡で阪井は「御嘶御座候箕浦西村両隊長以下（中略）靖国神社合祀之一件手順等内々陸軍省其当局江承り合セ貫候処、別紙之通返事有之候ニ付、左様御承知被下度」として、⁹⁸ 中屋万哲より阪井あての報告書を寄せていた。それによれば「過日御下命之靖国神社合祀ニ関スル手續ハ陸軍省当局者ニ研究ヲ依頼致置候処（中略）県庁ニ差出候方順当ト存候間御答申上候」として、高知県庁への合祀請願書提出を経て内務省で調査詮衡が行なわれ、さらに陸軍省での審査後の上奏が合祀に至る手順であり、直接、陸軍省へ合祀請願をしないよう忠告する内容であった。⁹⁹ 維新の際、迅衝隊に属し戊辰戦争へ参軍し、のち陸軍中将に昇っていた阪井も堺事件への関心を寄せていた筈だが、実はなにより

も中城直正の叔父・直顕は、堺事件で土佐藩が切腹候補二十名を決する際に絞り込むため用いた籤から外れた、つまり切腹直前に死を逃れた土居とは異なる、その意味においても一人の生き残りだった。しかし大正五年時点で、中城・岩崎あるいは阪井から実際に合祀請願がなされた動きは見当たらず、また、この段階で片岡直輝・直温との接点も見出せないため、彼らは別の主体として活動を進めていた筈である。五十年祭典を機にこれらが一体となった顕彰主体が形成されたのだといえよう。しかし、寺内首相への直接請願でも、未だ合祀措置に至らなかつたものとみえ、彼らは活動を継続させてゆく。

大正七年（一九一八）七月、高知県の郷土誌『土佐史壇』はその「彙報」において「曩に当年の生存者土居盛義翁の熱烈義憤と、谷、土方二先輩の高助ありしも（中略）靖国神社に合祀の目的中々に達し難かりしが、本年七月土方伯爵、阪井男爵の連署を以て、内務大臣並に陸海軍大臣に右合祀の儀高知県庁を経由して請願に及ばれ（中略）快報の至る近きに在らむ歟、果して然らば、烈士の英霊は更なり、土居翁も定めて地下に一笑するならむ」と報じていた。¹⁰⁰ 残念ながら土方・阪井の願書は現在、確認できないが、のちに土陽新聞が報じた記事によれば、高知県知事の理由書が掲載されており「国家の爲めに己むを得ず武力に訴へたるものに属し今日に於いては愛国の忠臣として国民の景仰する所に有之候願意の如く目下我国と佛国との国交倍々敦く当時の事情氷解し居れる状況に有之今日に於いて靖国神社合祀の恩典に浴せしむるは最も時宜に適したる件と被存候」と、五十年祭典以来の日仏双方の「氷解」とすでに国民に膾炙した「愛国の忠臣」とし

ての歴史像が、願書でも強調されて描かれていたであらうことは想像に難くない。願書提出の翌八月十日、阪井は中城へ「彼ノ界一件（中略）追々時機相熟シ土方伯カ内閣書記官長之児玉伯ニ出会之折アリ同人江内談候処、最早願書差出アラハ随分詮議ニ及ハレ可申トノ意見云々ニ依リ土方伯ヨリ其趣通知アリ、早速之手順等取調其当時之事跡書ニ合祀相成度願書ヲ調製シテ土方伯ト小生両人之連名ヲ以テ先月初メ頃高知県知事宛ニ願書差出アリ高知県庁ヨリ内務大臣江進呈致呉タルカ、若シ于今其儘滞リアルナラバ至急内務大臣江進呈呉候様御尽力被下度候、内務省江到着之上ハ同大臣ニ面会至急陸軍省ト交渉ニ相運候様両省ニ対シ小生等運動可致心得ニ付（中略）県庁御聞キ合之上何分之御返事被下度奉希候」と書簡を認めていた。これによれば、今度は土方が内閣書記官長との面会で好感触を得て、阪井と連名にて願書を正規の請願ルートというべき県庁を介し内務大臣へ呈したことがわかる。そして、阪井は県庁から内務省への願書進呈状況およびその促進尽力を中城に依命し、自身らも内務省へ願書が到着次第、同省と陸軍省へ運動する意向を表明していた。おそらく高知県庁への中城の尽力、そして内務省・陸軍省への土方・阪井の運動により審査が翌年にかけて進展したと推測され、大正八年（一九一九）六月二日に阪井は「泉州堺一件今日陸軍省江出頭承り合候処、已ニ陸軍ニ於テハ合祀ニ無異議之ヲ以テ海軍省江交渉之処、同省ニ於テモ別ニ無異議賛成呉愈々合祀之事ニ決定致シ只時期之問題ト相成候」と、かなり具体的な合祀見込みについての情報を得ていた。そして、大正九年（一九二〇）五月、阪井は中城へ「堺一件烈士合祀之件ハ已去ル四月十四日

（中略）官報ニ掲載相成居り、当臨時大祭之委員長タル伊集院男爵ヨリ山内侯爵宛ニ通知参リタル写シ別紙之通候」と伝え、四月二七日に靖国神社にて催された招魂式、同二八・二九日の臨時大祭執行に関する通知の写しを送付した。また、地元紙『土陽新聞』も同年四月十六日付で「泉州堺に殉難した土佐藩十一烈士を靖国神社合祀仰出さる本月廿七日から招魂祭」の件を掲載し、旧藩主家・山内豊景に通知書が届き、併せて県が不明となっている遺族調査に乗り出し、また県下の大島岬神社でも招魂祭が催される予定であることを報じた。すなわち、同年四月に至り、ようやく靖国神社への合祀が実現したのであった。

大正期以降の顕彰は、これまでのとおり片岡兄弟の実業・政界、そして宮中土佐派の土方・岩崎、陸軍中将阪井および在高の中城による関係各方面を糾合した顕彰主体の形成によって強く担われ、それ以前の国家との相克を伴う活動とは大きく異なる、より国家側が受け入れ易い活動へと進展したと考えられる。それは換言すれば、対内的には谷・土居以来の反藩閥の性格の解消と顕彰活動の国家への包摂という効果を、そして、対外的には第一次世界大戦時の協商を外交背景にした日仏双方の慰霊と仏国側の軟化が大きく影響したといえよう。すなわち、ここに至って対内的・外的課題およびその桎梏からの解放が実現し、堺事件「殉難者」十一名は靖国神社へ合祀され、国家による「国事殉難」の認定を受けたのである。

おわりに

これまでみてきたとおり、堺事件「殉難者」に関する顕彰の動向は、明治期以降、大正期まで対外的には外交問題を孕みつつ、対内的に政府内の「殉難者」に対する評価の揺らぎや顕彰主体の変遷の中で非常に輻輳的な推移を経て、靖国合祀に至っていた。

ではこの後、堺事件「殉難者」をめぐる顕彰はどのような様相を帯びるのか。最後にこれを概観することで、まとめにかえたい。靖国合祀から七年を経た昭和二年（一九二七）には、堺市主催の殉難六十年祭が宝珠院にて開催され、仏国代表・遺族・在堺土佐人などが来会、妙国寺本堂で行われた土佐史談会長寺石正路の「十一烈士の列挙事蹟」に関する講演には市民が「大凡八百名」訪れ非常に盛会であったという⁽¹⁶⁾。翌三年（一九二八）二月、土佐藩兵による銃撃現場へ田中光顕の篆額になる「土佐十一烈士記念碑」が建設、そして、同じく田中光顕らの賛助を得て同六年（一九三一）七月に土佐烈士遺跡復興会が組織され、「忠臣烈士の史蹟を觀て、忠孝節義の跡を弔ひ、其の精神を鼓舞し、感奮興起する」ことを目的に宝珠院内へ烈士館・忠魂堂・庭園などを建設整備する計画が起る⁽¹⁷⁾。事実、昭和十二年（一九三七）、殉難烈士七十周年祭典におそらく合わせるかたちで、宝珠院の「墓域の拡張整理、烈士館、忠魂堂、講堂等の建設を進め、昭和十二年に至つて略々其の目的」が達せられたという⁽¹⁸⁾。翌十三年に、宝珠院土佐十一烈士墓は史蹟指定を受けるに至った。また、妙国寺境内への建碑も七十周年以降、盛んになされ、昭和十二年には基壇部に「殉難

者」十一名と生き残り九名の名を刻んだ「南無妙法蓮華經」の番号碑ら計三基、同十六年に「日本大精神高揚英霊不滅淨域」碑（海軍大將永野修身書）が、そして同十八年に「土佐十一烈士之英霊」と題された碑が相次いで建てられていた⁽¹⁹⁾。これらの経緯からも端的に窺えらる通り、昭和戦前期において堺事件「殉難者」は、国民の範とすべき「忠臣」および国家の認定する「英霊」として次第に昇華される。ここにはもはや国家との相克を伴った歴史像の痕跡はみられず、非常に明確なかたちでナショナリズムへ結合・包摂される経過を辿つたのである。

〔注〕

(1) 羽賀祥二「顕彰政策と「以心伝心」のシステム」（『明治維新と宗教』筑摩書房 一九九四所収）や「日本近代における「伝統」―内在する価値と力をめぐって―」（『歴史評論』第六四七号 二〇〇四）を参照。羽賀によれば、一八七〇年代後半から八〇年代の天皇の全国視察を経たのち表彰制度が整備され、九〇年代に褒章授与の対象が拡大する、として思想的な方法論に基づき顕彰対象の拡大性を重視する論が展開されている。

(2) 高木博志「郷土愛」と「愛国心」をつなぐもの」（『歴史評論』第六五九号 二〇〇五）を参照。ここでは憲法発布に伴う維新内乱の和解を起点に、特に日清・日露戦後、各地域が旧藩の記念祭などを通じ固有の文化を発展させながら天皇制との位置どりを模索しつつ、名教的歴史観へ包摂される過程が描かれている。

(3) このような視角に基づく研究は、近年、徐々に蓄積されつつある。代表的な研究として旧佐倉藩・堀田正睦の顕彰を対象とした宮間純一「明治・大正期における幕末人物像の形成―堀田正睦を事例として―」（『佐倉市史研究』第二二号 二〇〇九）、旧庄内藩での顕彰動向

を扱った長南伸治「清河八郎の顕彰―贈位決定までの過程を中心に―」（『明治維新史研究』第六号 二〇〇九）、元赤報隊士・丸山久成による隊の顕彰活動を跡づけた岩立将史「赤報隊「魁塚」と丸山久成」（『地方史研究』第三五七号 二〇一〇）などが挙げられる。

(4) 拙稿「国家と地域の歴史意識形成過程―維新殉難者顕彰をめぐる―」（『歴史学研究』第八六五号 二〇一〇）。

(5) ここで、事件の経緯と概要を簡潔に触れておけば、次のとおりとなる。慶応四年（一八六八）二月十五日、仏国軍艦デュプレクス号から派遣されて堺の海岸測量を行っていた二小艇の乗組員が堺港へ上陸、土佐藩兵（隊長は箕浦猪之吉・西村左平次）が仏兵へ発砲し、十一人が死亡した。当日、仏国艦隊司令官のロアが大坂へ上陸、その後、堺見物を行おうとするも、正午ころ大和橋付近で土佐藩兵に押しとどめられ、引き返していた。このロアを迎えるため、小艇は派遣されていた。当時、堺は大坂開市の規定により外国人通行が許されていたが、土佐藩兵にはそれが伝わっておらず、これが事件の要因となった。事件後、仏側の要求を新政府は受け入れ、仏兵殺害の土佐藩兵二〇名が切腹と決まった。土佐藩側で事件の処理に当たったのが小南五郎であった。二月二三日、堺・妙国寺で十一名が切腹の後、仏側の申し出によりこれが中止、九名が生き残る。仏側死者と同数での切腹中止が当初からの予定であったといわれる。切腹した十一名は、隣接する宝珠院へ葬られた。生き残り九名は、土佐へ戻った後、新政府の命により渡川以西へ流罪となる。十一月、明治天皇の即位に伴う特赦により許され帰郷した。

(6) 端的にこの論争の要点をまとめれば、森鷗外の描いた小説『堺事件』に「切盛」と「捏造」がみられることを指摘した一九七五年発表の大岡昇平による一連の『堺事件』批判（『堺事件』疑異（『オール読物』三月特別号 一九七五）、「森鷗外における切盛と捏造―『堺事件』をめぐる―」（『世界』第三三五号 一九七五）、「『堺事件』の構造―森鷗外における切盛と捏造（統）―」（『世界』第三三六号 一九七五））に対する、蒲生芳郎（『堺事件』論覚え書―大岡昇平氏の

『堺事件』論をめぐる―」（『評言と構想』五号 一九七六）や尾形仿（『もう一つの構図―鷗外「堺事件」再説―」（『文学』七月号 一九七七））など国文学者による大岡への反論と森鷗外の擁護というもの、論争の図式となる。

(7) 例えば、『堺事件』論争後の一九八九年に刊行された大岡昇平『堺港攘夷始末』は事件の再構成に取り組み、土佐藩兵による仏兵銃撃前の空白の二時間、すなわち旭茶屋潜伏説を唱えたことで知られているが、全体の構想として近現代における堺事件の扱われ方や描かれ方を射程に入れた素描が目指されながらも、大岡の死による未完という面もあり、事件後の近代における堺事件や「殉難者」顕彰について描かれることはなく、これまで実証的にこのような問題関心から捉えた研究はないといえよう。但し、近年、本稿と近い関心から、吉原康和『靖国神社と幕末維新の祭神たち』（吉川弘文館、二〇一四、一九三―二〇五頁）が、堺事件の顕彰を取りあげているが、国家・地域双方の相克を伴う顕彰の推移や政府内での評価をめぐる揺らぎ、また顕彰主体の変遷、特に大正期以降の顕彰主体の変化と実態などは明確にされておらず、依然、未解明の点が多いと考えられる。

(8) 外務省外交史料館蔵「泉州堺ニ於テ土佐藩兵隊仏蘭西国軍艦「チュフレックス」号士官水兵ヲ銃殺一件」4254、以下、「銃殺一件」と略す。この「銃殺一件」には冒頭に「目録」が掲げられており、全体を通覧すれば事件発生から明治十年までの関係史料が当初ここに収められていたことがわかる。しかし、「目録」には後筆で「追々編入ノ書アリ目録ヲ付足スベシ」と記されており、その後、加えられたと思われる明治十六年までの史料が収載されている。また、本書の明治十一年一月付の渡辺増雄・堀江弘貞による巻首付言によれば、「明治十一年仏京巴里ニ於テ万国大博覧会ヲ開設ニ際シ」修史館が一書を編纂し「列品」に充てようとするにあたり、事実関係の確認を外務省へ問い合わせ、同省側が「内外関渉ノ一大重要ノ史実」との認識から、これを纏めたものであったことが窺える。さらに明治十六年までの関係史料が追加編入された経緯は明確でないが、後述するとおり井上外務

卿時代の条約改正交渉に即応した事案の整理が継続的になされたものと考えられる。

- (9) 前掲「銃殺一件」。
- (10) 前掲「銃殺一件」所収、明治七年八月九日付、外務卿寺島宗則あて高知県権令岩崎長武「泉州堺港ニ於テ仏人砲撃償金之義ニ付御届」。
- (11) 同右。例えば小南五郎は「私執扱候事件ハ右之通右筆方大目付方日記ニ有之其余確証無之」などと述べ、記録が自身の手元に備わっていないことを口実としている。また、真辺正心は「筆記等も無之空覚之儀ニ付覚違之程無覚束奉存候」と記憶の薄れを理由にし、森権次も同様に「逐年衰耄記憶之相成」などと述べ、確証の持てる回答を寄せなかった。
- (12) 同右。
- (13) 『法令全書』第八巻¹2（原書房 一九七五）八九一頁。
- (14) 高知県から内務省への履歴提出時期については、高知県立図書館蔵「皆山集」第十二・十五号を参照。
- (15) 国立公文書館蔵「贈位内申書」（012A04006 贈位00206 100）所収、「正本 斃難者履歴書 共五 高知県」。
- (16) 同右。
- (17) 妙国寺において藩兵が割腹した直後の伝承として、佐々木甲象『泉州堺土藩士烈拳実紀』（一八九三年初版 土佐史談復刻叢書 一九七九年）は「堺市人（中略）割腹せられし御方をば御残念様と称し御墓に供する香華者御覧の如く積んで丘をなす其の義を感じ其の勇を称し中には流涕嗚咽去る能はざる者あり」（六二頁）などと述べており、事件直後より堺の周辺住民にとって、これらは強い印象を残す出来事であるのと同時に一種の信仰の対象となっていた。
- (18) この仏舎利塔・標石がいつ建てられたのかは、残念ながら史料制約もあり詳らかでないが、先にみた事件当初よりの地域住民による信仰として後述するとおり、県令による外務省への報告にみえる「市中愚民」による所業、との諸史料から建設ないし顕彰の主体は妙国寺周辺住民であったと考えられる。
- (19) 前掲「銃殺一件」所収、明治九年十一月十九日付「浪華新聞」第二四十九号抜草。
- (20) 同右。
- (21) 前掲「銃殺一件」所収、十一月二五日付、堺県令税所篤あて英国代弁領事エ、エ、アンネスリー「書簡」。
- (22) 前掲「銃殺一件」所収、十二月一日付、英国代弁領事エ、エ、アンネスリーあて堺県令税所篤「報告」。
- (23) 前掲「銃殺一件」所収、十一月十四日付、堺県令税所篤あて一小区一番組副戸長北田豊太郎「御届」。
- (24) 前掲「銃殺一件」所収、明治十年四月十六日付、外務卿寺島宗則あて仏国代理公使ドサンカンタン「書簡」。
- (25) 前掲「銃殺一件」所収、明治十年五月四日付、外務省書記官あて堺県令税所篤「進達」。
- (26) 『保古飛呂比』第七巻（東京大学出版会 一九七五）九五頁。明治九年十二月二八日条。
- (27) 前掲「銃殺一件」所収、三月二三日付、大阪府知事建野郷三あて「紀念碑建設願」。
- (28) 高知県土族雨森真澄について知ることのできる史料は乏しいが、『土佐藩戊辰戦争資料集成』（高知市民図書館 二〇〇〇）所収「維新史餘稿」に、戊辰戦争従軍者の中に彼の名が挙がっており、戊辰戦争では土佐藩兵として従軍していたと推察される。同じ土佐藩兵という立場から堺事件「殉難者」に関する建碑運動に加わったと思われるが、高知県立図書館蔵「皆山集」（第五六号）には「同年（明治二四年）筆者註）八月、土陽新聞ニ〇本県の老荘士雨森真澄今や冷落して人力車夫となる、知人之を見て止めんことをすゝむ、真澄肯せず」などという記事が確認され、彼は民権運動の壮士であった可能性が高い。
- (29) 前掲「銃殺一件」所収、五月十五日付、内務卿山田顕義あて大阪府知事建野郷三「寺院境内へ紀念碑建設ノ義ニ付伺」（庶二三四六）。
- (30) 同右。なお、このとき添付された書類を列挙するならば、明治九年十一月二五日付英国代弁領事エ、エ、アンネスリー書簡写・浪華新聞

写・明治九年十二月一日付堺県令税所篤書簡写となり、先述した仏舎利塔・標石問題に関する書類の写しであったことがわかる。

(31) 前掲「銃殺一件」所収、六月八日付、外務書記官あて内務書記官「照会」(坂社甲第二七九号)。

(32) 前掲「銃殺一件」所収、八月九日発遣、内務書記官あて外務省公信局長浅田徳則「回答」(公第一一六号)。

(33) 『自由新聞』第三卷(三一書房 一九七二 復刻版)。

(34) 前掲「銃殺一件」所収、「横浜仏字新聞エコヂュリアボン抄訳」によった。

(35) 同右。

(36) 前掲「銃殺一件」所収、九月十一日付、大阪府知事建野郷三あて外務卿井上馨「進達」(公第一二号)。

(37) 前掲「銃殺一件」所収、九月十一日付、内務卿山田顕義あて外務卿井上馨「照会」(公第一四三号)。

(38) 前掲「銃殺一件」所収、九月十四日付、外務卿井上馨あて内務卿山田顕義「回答」(坂社甲二七六号)。

(39) 前掲「銃殺一件」所収、九月十四日発遣、内務卿山田顕義あて外務卿井上馨「照会」(公第一四七号)。

(40) 九月十七日付、第六七号。『官報』(明治篇) 一卷(三)(龍溪書房 一九八九 復刻版)。

(41) 前掲「銃殺一件」所収、九月十八日付、外務卿井上馨あて大阪府知事建野郷三「上申」。

(42) 『靖国神社忠魂史』(靖国神社社務所 一九三三) 第五卷所収、「合祀祭記事」 四六頁。

(43) 明治十六年五月、土方久元・田中光顕など有志者らは一大記念碑建設の趣意書により、有志者幹事への寄付金投寄を呼びかけ高知県の大島岬神社内への建碑活動を開始する。これらの詳細については、前掲註(4) 拙稿を参照。

(44) 九月二五日、宮内省より記念碑建設に対する賜金三〇〇円が下賜されるかたちで記念碑建設が許可、「南海忠烈碑」と称された記念碑は明

治十八年八月に落成した。

(45) ちょうど、当問題の生起する前年の明治十五年一月〜七月にかけて、外務卿井上馨が議長となり仏・英・独など八ヶ国が参加した予議会が開かれており、当該期は予議会の一旦閉会後の本会議へ向けた各国の態度について検討する、重要な時期であったと考えられる。したがって外交上の軋轢を極力避けようとする姿勢と敏感な外務省の反応は、このような政治的背景に強く規定されて、その具体的対応に反映されているものといえよう。

(46) 高知県立図書館蔵『土居盛義翁実伝』(自費出版 一九〇四) 二〇頁。

(47) 同右、二一頁。

(48) 同右、一八〜一九頁。

(49) 明治二十二年二月、西郷へ正三位が贈られている(『贈位諸賢伝』上、四七八頁)。

(50) 前掲『土居盛義翁実伝』 二二頁。

(51) 同右。

(52) 高知市立自由民権記念館蔵「堺事件関連文書」(0100011)。
以下、嘆願書の引用は本史料によった。

(53) 防衛省防衛研究所蔵「明治二十六年十月 壹大日記」(陸軍省 壹大日記 M261012)。

(54) 同右。

(55) 前掲『土居盛義翁実伝』 二二頁。この面会の際、土方は土居に対し「余亦尽力すべし」(『堺事件実記出版の上は直ちに送本せよ』と答えたと同書)。(同書)。しかし、土方の活動を「土方久元日記」(首都大学東京図書情報センター蔵)によって追った場合、宮内省を含めてこの後、具体的に政府内で働きかけた形跡は見出せない。その後、日記には明治三十六年四月に「土居盛方二行明治元年於泉州界浦ニ致自殺候十一士之事ヲ義太夫本二作り致演習候ヲ聞」くと見えることから、個人的な援助や繋がりを持ち続けた可能性はあるが、実際に土方が顕彰活動に表立って参画するのは、後述の通り大正六年のことであった。

活動が大正期まで遅れる要因を示す直接的な史料は現時点で見出せない

いが、前掲註(4)拙稿でも指摘したごとく、明治期には既に土方ら宮中土佐派が「勤王家」の先輩として仰いだ、堺事件を旧土佐藩側で裁いた小南五郎が国事功労者として追賞されており、土方が宮中に影響力を持ち続けた明治期に堺事件「殉難者」を表立って顕彰することは、非常に慎重にならざるを得なかったものと推測される。

- (56) 前掲「明治二六年十月 壹大日記」(陸軍省 壹大日記 M 26-10-12)。
- (57) 同右。
- (58) 同右。
- (59) 同右。
- (60) 『靖国神社忠魂史』(靖国神社社務所 一九三三) 第五卷所収、「合祀祭記事」四八頁。
- (61) 陸軍省は、同年十月二三日付の「内務大臣江御回答按」にて「殉難者合祀之義ハ今回ヲ以テ結了致度」として、明治八年の内務省達に基づく「維新殉難者」合祀処分を全て終える認識を示していた(前掲、「明治二六年十月 壹大日記」。なお、これら明治二五〜二六年にかけての合祀漏れ殉難者に関する全国動向の詳細については拙稿「明治維新「志士」像の形成と歴史意識」(『佛教大学歴史学部論集』二号二〇一二)を参照。
- (62) 高知市立自由民権記念館蔵「堺事件関連文書」(01000112)。
- (63) 佐々木甲象「泉州土藩土堺烈士実紀」(発行者 箕浦清四郎 山崎惣次 土居盛義 一八九三初刊)。本書の内題が「泉州堺烈士始末」となっている。
- (64) 同右、「緒言」三頁。
- (65) 寺石正路「明治元年土佐藩土泉州堺烈士」(寶文館 一九三七)によれば、この請願の提出は明治二七年であった(二一九頁)というが、提出月日は現時点で不明である。
- (66) 請願委員会における議決は、三月十三日になされていた(『帝国議会貴族院委員会会議録』五 臨川書店 一九九五、一七六〜一七七頁)。
- (67) 『帝国議会貴族院議事速記録』九(東京大学出版会 一九七九)五六二頁。
- (68) 同右、五五九頁。
- (69) 同右、五六一頁。
- (70) 『勝海舟全集18 開国起源IV』(講談社 一九七五)によれば、東禅寺・御殿山襲撃事件は計四度確認される。まず文久元年五月の東禅寺事件では水戸系浪士による襲撃で守衛側が十四名死傷した。同二年には再び東禅寺の公使館を守護していた松本藩士が英国水兵を殺害し自身も自刃した。同年十一月には御殿山で日本人番人が侍体の者らによって殺害されている。そして同年十二月に、死者こそ出なかったが長州藩士による御殿山公使館焼討事件が起こった。
- (71) 事件に際し有賀は、公使館守衛と戦闘に及んだ結果、重傷を負いその場で没したという。なお、明治四四年には正五位の贈位をも受けていた(『贈位諸賢伝』上、一九頁)。
- (72) 高杉・久坂へは、明治二四年四月に正四位が、そして有吉には同年十二月に正五位がそれぞれ贈られていた(『贈位諸賢伝』参照)。
- (73) 前掲「明治元年土佐藩土泉州堺烈士」は、「政府は常に外交の退嬰主義を執り、仏国交渉を憚り、空しく之を握り潰ぶし、猶幾年の間之を放擲した」(二二三頁)と評するなど、政府は当問題に黙殺ともいえる対応で臨んだことが窺える。
- (74) 前掲「土居盛義翁実伝」二七頁。
- (75) 大島岬神社(のち高知県護国神社へ改称)への合祀は、靖国神社合祀後の大正九年七月二六日であった(『高知県護国神社百年史』九頁)。
- (76) 高知市立自由民権記念館蔵「堺事件関連文書」(01000114)。
- (77) 前掲「土居盛義翁実伝」三一〜三六頁。高知市立自由民権記念館蔵の下書きと思われる「御願」と比較した場合、大きく文言が書き換えられ内容が異なっているのはこの箇所のみであるが、その他にも字句の修正などで多少の異同がみられる。
- (78) 以下の引用は、前掲「土居盛義翁実伝」所収「御願」(三一〜三六頁)によった。
- (79) 前掲「土居盛義翁実伝」三一頁。

(80)「谷干城日記」(日本史籍協会編『谷干城遺稿』二一九一―二初刊一九七六覆刻版)には明治三三年九月から翌年八月にかけて、宝珠院墳墓修繕の件が散見される。例えば同三三年十月二日条には「土屋盛義氏来る堺の殉難士の列挙実記代価百円墓地修繕の費用として大阪安井勝潔氏に送る金を持参即落手証書を渡す」などとも見え、金額は異なるものの「土居盛義翁実伝」の記述が裏づけられる。

(81)前掲『土居盛義翁実伝』三八―三九頁。

(82)堺市立図書館蔵「堺市史料」百四十一所収『大阪毎日新聞附録堺周报』によった。

(83)『史談速記録』(史談会一九〇七)第百七十四輯、二二―二五頁。

(84)史談会は明治三九年に殉国志士英霊吊慰会を催し、戊辰戦争時の旧幕兵や土族反乱での反乱兵側死者の顕彰行為を公然と行うようになるなど、国家側から捨象された志士への着目と顕彰の拡大が、当該期に進められつつあった。また、明治四二年以降に生じた井伊直弼銅像問題の一環で、史談会への掣肘を土方久元・田中光顕らが藩閥側の論理に即して行っていたのであるが、これについては拙稿「維新の記憶と「勤王志士」の創出―田中光顕の顕彰活動を中心に―」(『ヒストリア』第二〇四号 二〇〇七)を参照。

(85)防衛省防衛研究所蔵「明治四十年十月 壹大日記」(陸軍省 耆大日記 M40-10-37)。

(86)同右。

(87)森は大正三年二月にこの小説を『新小説』上で発表し、のち同十月に単行本として刊行された。

(88)大岡昇平「森鷗外における切盛と捏造―「堺事件」をめぐる―」(『世界』第三三五号 一九七五)および同「「堺事件」の構造―森鷗外における切盛と捏造(統)―」(『世界』第三三六号 一九七五)参照。

(89)特に土佐藩兵側の認識・主張に関する記述、例えば「籠暴の暴拳にあらず」(『実紀』一三頁)「佛奴の暴行顕然」(『実紀』二六頁)などは徹底して全編にわたって削除されている。

(90)森の経歴については、『森鷗外集』明治文学全集27(筑摩書房 一九六五)所収「年譜」を参照。また、『天皇皇族実録』編修に際する森の主導的役割については、藤井讓治・吉岡眞之による指摘がある(『刊行にあたって』『天皇皇族実録』ゆまに書房 二〇〇六復刻版)。

(91)前掲『明治元年土佐藩士泉州堺列挙』二二八頁。

(92)同右、二二九頁。なお『歴史地理』(第二九巻第五号 一九一七)は「彙報」中において「妙国寺烈士五十年祭」と題した記事を掲載し、ここで「本年は其の(堺事件)筆者註 五十年に当るを以て在阪在堺の土佐人等主催となり、烈士並に遭難佛国人の霊を吊ふべく五月二十日より三日間記念祭典行はるゝ由」などと伝えており、この奉告祭が堺事件五十年祭典として認識され、また、事件や「殉難者」自体もより広く知られるようになっていたものと考えられる。

(93)高知市民図書館蔵「中城文庫」(N4-2-3-7998・七月十五日付土方久元あて片岡直温書簡)以下、「中城文庫」と略す。近代における被贈位者間の権衡については石川寛による重要な指摘があるが(『近代贈位に関する基礎的考察』『年報近現代史研究』第七号 二〇一五)、靖国合祀においても同様に被合祀者間の権衡が問題とされていた点を確認しておきたい。なお「中城文庫」史料閲覧に際し、同館の徳平晶氏に大変お世話になった、記して謝したい。

(94)「中城文庫」(N4-2-3-7998・七月十八日付岩崎英重あて土方久元書簡)

(95)「中城文庫」(N4-2-2-7883・八月十六日付中城直正あて岩崎英重書簡)

(96)岩崎の活動の一端については拙稿『日本史籍協会叢書稿本』の伝存と構成(『明治維新史学会編『明治維新と史料学』吉川弘文館、二〇一〇)を参照。

(97)「中城文庫」(N5-1-1-7620・大正五年当用日記)。なお、岩崎と中城は大正三年頃より、非常に親密な交流を続けており、維新歴史像形成や志士顕彰をめぐる主体として重要であるが、これについては稿を改めて論じたい。

- (98) 「中城文庫」〔N 4-2-22-7938・十月十六日付中城直正あて阪井重季書簡〕
- (99) 「中城文庫」〔N 4-2-22-7938・月日不詳、阪井重季あて中屋万哲書簡〕
- (100) 『土佐史壇』（第三号 一九一八）三九頁。
- (101) 『土陽新聞』（大正九年四月十六日付）
- (102) 「中城文庫」〔N 4-2-22-7939・八月十日付中城直正あて阪井重季書簡〕
- (103) 「中城文庫」〔N 4-2-22-7949・六月二日付美濃部茂敏あて阪井重季書簡〕なお、本書簡は未筆に「六月十日阪井閣下へ礼状出ス」と記されたうえ、中城の押印があり、全文が中城直正により筆写されたものと考えられる。
- (104) 「中城文庫」〔N 4-2-22-7949・五月五日付中城直正あて阪井重季書簡、侯爵山内豊景あて靖国神社臨時大祭委員長伊集院五郎通知書写し〕
- (105) 『土陽新聞』（大正九年四月十六日付）、その後の遺族調査の詳細、県下での招魂祭開催の模様については、判然としないが、おそらく双方とも県主体で進められたと推測される。
- (106) 前掲『明治元年土佐藩士泉州堺列举』二二〇～二三五頁。
- (107) 同右、二三七～二九九頁。
- (108) 武市佐市郎編『明治戊辰戦役泉州堺事件』（殉難烈士七拾年祭典紀念会 一九三八）四四頁。
- (109) 昭和十二年建設の他の碑は「仏国遭難将兵慰霊碑」・「嗚呼殉難十一烈士忠魂義魄長留此処」（大阪府知事従四位勲三等安井英二書）であった。

（たかた ゆうすけ 非常勤講師）

二〇一五年十一月十一日受理